

令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉  
賃金引上げ枠の採択に係る注意事項について (Q&A)

NO	質問 (Q)	回答 (A)
1	賃金引上げ枠の事業場内最低賃金の算出方法を教えてください。	<p>事業場内最低賃金の算出方法については、次のとおりです。</p> <p>① 年俸制の場合：時間換算額＝年俸総額÷1年間の所定労働時間数（所定労働日数×1日の所定労働時間数）</p> <p>② 月給制の場合：時間換算額＝直近の給与支払時における月給（下記「時間給または時間換算額の構成要素」に算入されるもののみ）÷1か月平均所定労働時間数</p> <p>③ 日給制の場合：時間換算額＝直近の給与支払時における日給（下記「時間給または時間換算額の構成要素」に算入されるもののみ）÷1日の所定労働時間数</p> <p>④ 歩合給（インセンティブ給）の適用がある場合の、歩合給部分の時間換算額の算定方法：</p> <p>○歩合給については、1年間（12か月分）の歩合給の平均時間単価を算出（雇入れ後1年未満の場合は、雇用されてからの期間で算出）</p> <p>○固定給との併用の場合、通常の方法で算出した固定給の「時間給または時間換算額」に、上記による歩合給の時間単価を合算</p> <p>※時間給または時間換算額の構成要素</p> <p>○算入されるもの</p> <p>基本給、役職手当・職務手当等（算入されないものを除くすべての諸手当）</p> <p>○算入されないもの&lt;限定列举&gt;</p> <p>賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚祝賀金等）</p> <p>※詳細は参考資料「7. 事業場内最低賃金の算出方法」を参照ください。</p> <p>※別途、自動計算の算出シートが公開される予定です。</p>

2	賃金引上げ枠の事業場内最低賃金について、特例許可制度の適用を受けた従業員はどのような取扱いになりますか。	特例許可制度の適用を受けた従業員は、賃金引上げ枠の要件の対象といたしません。
3	賃金引上げ枠において、事業場内最低賃金はアルバイト・パートの給料も含まれますか。	含まれます。 ※賃金引き上げ枠における「従業員」は、本補助金の補助対象者となる小規模事業者の定義にある「常時使用する従業員」とは異なります。 ※対象者に「代表者、役員、専従者」は含みません。
4	「労働基準法に基づく賃金台帳・労働者名簿」の必須記載項目を教えてください。	参考資料 P. 7 「8. 労働基準法に基づく賃金台帳・労働者名簿の記載事項」に記載項目を記していますのでご参照ください。
5	地域別最低賃金が 1,000 円で、現在支給している事業場内最低賃金が 1,010 円の場合、補助事業終了時点において 1,030 円の 20 円アップ以上で要件を満たすということでしょうか。	事業場内最低賃金が地域別最低賃金より +30 円以上であるため、要件を満たします。
6	地域別最低賃金が 1,000 円で、現在支給している事業場内最低賃金が 1,050 円の場合、補助事業終了時点において 1,070 円の 20 円アップであれば要件を満たすということでしょうか。	現在の支給している事業場内最低賃金が既に地域別最低賃金より +30 円以上を達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より +30 円以上とする必要があるため、要件未達成となります。よって 1,080 円以上で要件を満たします。
7	今回、賃金引き上げ枠を申請しましたが、申請時点において賃金引き上げ枠の要件を満たさなかった場合、通常枠として審査され、補助金は採択されますか。	通常枠として審査は行いません。よって、要件不備として不採択となります。なお、その他の特別枠も同様に要件不備として不採択となります。
8	賃金引き上げ枠で業績が赤字の事業者に対する要件で、直近 1 期または直近 1 年間の課税所得金額がゼロ以下であるとされていますが、期間は直近 1 期または直近 1 年間以外の期間でも認められますか。	過去に赤字であったとしても、直近 1 期もしくは直近 1 年間で課税所得金額がゼロ以下であることが要件となります。
9	賃金台帳は引き上げを行う対象者の分のみ提出するのでしょうか。	事業場内最低賃金の対象者を確認するため、全従業員（代表者、役員、専従者は除く）の賃金台帳のご提出をお願いいたします。
10	従業員 1 名を雇用したばかりのため、賃金台帳を提出できません。	直近 1 か月分の賃金台帳の提出が必要となりますので、1 か月分の賃金台帳が提出できるタイミングでご申請ください。

1 1	賃金引き上げ枠で採択された場合、賃金を引き上げるタイミングはいつでしょうか。	申請日以降、補助事業終了日までに引き上げてください。
1 2	賃金引き上げ枠（赤字事業者も含む）について、補助事業終了時点において要件を満たさない場合、補助金の交付は行われるのでしょうか。（卒業枠、インボイス枠も同様）	補助事業終了時点において、各特別枠の要件を満たしていることが確認できない場合、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。ただし、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は、補助金が交付されることもあります。
1 3	事業場内最低賃金であるA従業員の賃金引き上げを行った結果、他のB従業員、C従業員の賃金がこれを下回ることも問題ありませんか。	現在、地域別最低賃金が900円、事業場内最低賃金が1,000円の場合、達成金額は1,030円となります。この時、事業場内の最低賃金が1,030円となるため、AさんもBさんもCさんも、全員が1,030円以上の時給である必要があります。
1 4	①申請時の事業場内最低賃金1,500円の従業員が退職し、地域別最低賃金である1,100円の契約で新規に従業員を雇用した場合、達成金額は1,130円でしょうか。 ②（①の逆）申請時の最低賃金1,100円の従業員が退職し、1,500円の契約で新規に従業員を雇用した場合、達成金額は1,530円ということでしょうか。	申請時に支給している、事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があるため、 ①は、1,530円が達成金額となります。 ②は、1,130円が達成金額となります。

